

第 66 号議案

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 291 条の 3 第 1 項の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約(平成 19 年 2 月 19 日愛媛県指令 18 市第 1283 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「26 人」を「25 人」に改める。

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

愛媛県後期高齢者医療広域連合の構成市町の人口の変動に伴い、算定基準に基づく広域連合議会の議員定数の見直しを行う必要が生じたため、これに伴う所要の改正を行うもの。

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約 新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条～第6条 略 (広域連合の議会の組織) 第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、<u>26人</u>とする。 2 略 以下 略	第1条～第6条 略 (広域連合の議会の組織) 第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、<u>25人</u>とする。 2 略 以下 略